

# 消防防災関係資格者講習運営委員会規程

制 定	平成15年 2月25日消安セ規程第4号	
改正経過	平成16年 6月 1日消安セ規程第19号	一部改正
	平成20年11月13日消安セ規程第14号	一部改正
	平成25年 4月 1日消安セ規程第1号	一部改正
	令和6年10月1日消安セ規程第21号	一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）に設置する消防防災関係資格者講習運営委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項について定める。

(対象となる講習)

第2条 委員会で取り扱う講習は、次の各号に掲げる講習とする。

- (1) 消防法施行規則第4条の2の5第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成16年消防庁告示第17号）に基づき、安全センターが登録講習機関として実施する防火対象物点検資格者講習
- (2) 消防法施行規則第31条の7第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成16年消防庁告示第18号）に基づき、安全センターが登録講習機関として実施する消防設備点検資格者講習
- (3) 可搬消防ポンプ等整備資格者に係る講習について（平成13年消防消第81号、消防予第109号、消防危第54号）に基づき、安全センターが実施する可搬消防ポンプ等整備資格者講習
- (4) 消防法施行規則第4条2の13第3号に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成20年消防庁告示第14号）及び自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目を定める件（平成20年消防庁告示第16号）に基づき、安全センターが登録講習機関として実施する自衛消防組織の業務に関する講習
- (5) 消防法施行規則第51条の13第2項において準用する同規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成20年消防庁告示第21号）に基づき、安全センターが登録講習機関として実施する防災管理点検資格者講習
- (6) 消防法施行規則第33条の17第3項に基づき、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件（平成16年消防庁告示第25号）に基づき、安全センターが指定講習機関として実施する消防設備士講習

(委員会の業務)

第3条 委員会は、安全センター理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 講習の実施計画に関する事項
- (2) 手数料に関する事項
- (3) 講習のテキストその他の教材に関する事項
- (4) 修了考査及び効果測定の問題の作成方針に関する事項
- (5) 修了考査及び効果測定の合否判定の基準に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、講習の運営に関する重要な事項

(委員の委嘱等)

第4条 委員会は、15名以内の委員をもって構成し、学識経験者等のうちから理事長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がこれを代理する。

(専門委員会等)

第5条 講習用テキストその他の教材、考査問題等の作成及び改訂のため、別に定めるところにより、第2条各号に掲げる講習ごとに教材等作成専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

- 2 専門委員会に、必要に応じて幹事会を置くことができる。
- 3 専門委員会及び幹事会の運営等については、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成15年2月25日から実施する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成20年11月13日消安セ規程第14号）

この規程は、自衛消防業務講習及び防災管理点検資格者講習の実施機関として、総務大臣の登録を受けた日（平成20年12月19日）から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から実施する。